

北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討シート

条文	条文の意図	取組内容	委員意見																					
<p>誇りを持って、ここ北九州市で暮らし、生きていきたい。 このまちの良さを守り、慈(いつく)しみ、子どもたちに伝えていきたい。</p> <p>私たちのこの願いを実りある姿にするためには、市民、議会、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに生かし合い、私たち自身の手で市民による自治を実践することが重要です。</p> <p>私たちのまち北九州市は、ものづくりのまちとして、多くの人々の英知に支えられ発展してきました。また、市民、議会、行政が一体となって公害克服に取り組み、世界に誇る環境都市として今日に至っています。</p> <p>私たちはこれからも、心豊かな、人が大切にされる地域社会を築いていきます。そして、近隣自治体と共生しながら、未来にたくなく私たちの思いを、アジアの諸都市をはじめ広く世界に発信していきます。</p> <p>ここに本市の自治の礎(いしずえ)となる北九州市自治基本条例を定め、自治の理念と原則を宣言します。</p>	<p>○条例制定の趣旨や決意を述べる前文を置いている。</p> <p>○検討委員会の市民委員を中心に作成。 最終報告案に込められた委員の思いを尊重。また、「自治は一日一日の実践が大事」との意を込めて、1年の日数である365文字で表現。</p>																							
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり市民の意思に基づく自立した市政運営を確立すること及び市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することの緊要性にかんがみ、北九州市における自治の基本理念及び基本原則を定め、自治を担(にな)う市民の権利及び責務並びに議会、議員及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市政運営の基本原則、市政への市民参画その他自治に関する基本的事項を定めることにより、市民の意思を適切に反映させた公正かつ誠実な市政運営の実現、市民の主体的な関与及び市民相互の連携による良好な地域社会の維持形成等を図り、もって本市における市民を主体にした自治(以下「市民自治」という。)の確立に寄与することを目的とする。</p>	<p>○条例は、市民を主体とした自治(市民自治)の確立に寄与することを目的とし、市民自治の確立に当たっての基本理念や自治の基本原則を定め、自治に関する市民の権利や責務、議会・議員、市長等の役割や責務を明示。</p> <p>○また、市政運営の基本原則や市政への市民参画、コミュニティ活動のあり方などの自治に関する基本的事項を定め、その上で、市民の意思を適切に反映させた公正で誠実な市政運営を実現することや市民自身が主体的にかかわり、市民相互間の連携による地域社会の維持形成等を図ることとしている。</p>	<p>○条例に対する理解を深める取り組み ＜市民向け＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政だより、市政テレビでの特集の実施(平成22年度) ・パンフレット、逐条解説書を区役所、市民センターに配布(平成22年度～) <p>＜職員向け＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全幹部職員研修(平成22年度) ・全係長研修(平成23年度) ・新採、採用5年次研修、新任市民センター館長研修(毎年) ・逐条解説書の配布(平成22年度～) <p>○自治基本条例を知っているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>人数</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 内容をよく知っている</td> <td>15</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>2 どのようなものか、ある程度知っている</td> <td>105</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>3 名称は知っている</td> <td>271</td> <td>19.4</td> </tr> <tr> <td>4 知らない</td> <td>978</td> <td>69.9</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>31</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,400</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年度 市民意識調査「仕事の見直しのための状況調査」 実施時期：平成24年4月(施行後、1年6月経過)</p>	項目	人数	割合(%)	1 内容をよく知っている	15	1.1	2 どのようなものか、ある程度知っている	105	7.5	3 名称は知っている	271	19.4	4 知らない	978	69.9	無回答	31	2.2	計	1,400	100.0	<p>○大切な条例。北九州市で生活する上で、まずは、まちづくりのルールである自治基本条例を広く市民が意識することが必要。</p> <p>○区や地域ごとの浸透度に合わせた取り組みが必要。</p> <p>○自治基本条例を制定している他の指定都市の状況を見れば、認知度3割は、必ずしも悪い結果ではない。</p> <p>○認知度が3割弱であることは問題。市民センターを活用したり、地域に浸透する工夫などが必要。</p> <p>○市民憲章のように、前文だけでも、市民の目に触れることができるような取り組みが必要。</p> <p>○市職員にとって、自治基本条例が、どの程度、業務上の規範となり得ているのか検証する必要がある。</p> <p>○副読本をただ配るということではなく、教える先生方にも、条例を知ってもらうための研修をする必要があるのではないかと。</p> <p>○自治基本条例を効果たらしめるための取り組みを議論する必要がある。</p> <p>○昔に比べ、「自治」そのものに対する理解が低くなっている。</p> <p>○これからのまちづくりは、「自助、共助、公助」の順でなければ成り立たないことを市民にしっかり説明する必要がある。</p>
項目	人数	割合(%)																						
1 内容をよく知っている	15	1.1																						
2 どのようなものか、ある程度知っている	105	7.5																						
3 名称は知っている	271	19.4																						
4 知らない	978	69.9																						
無回答	31	2.2																						
計	1,400	100.0																						
<p>(条例の位置付け) 第2条 市は、他の条例、規則その他の規程の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例で定める事項との整合性の確保を図るものとする。本市の基本構想その他計画を策定し、これらに基づく施策及び事業を実施し、又は法令等(法令、条例、規則その他の規程をいう。第8条において同じ。)を執行する場合も、同様とする。</p>	<p>○条例は、本市の自治運営における最も基本的なルールであり、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性の確保を図ることを規定。 基本構想や行政分野全般に係る計画の策定、これらの計画に基づく施策等の実施、法令等を執行する際にも、この条例の趣旨を尊重し、整合性の確保を図ると規定。</p> <p>○この条例と他の条例との関係は、国における基本法と個別法の関係と同様であり、他の条例の解釈、運用の指針となる条例として位置付けられるもの。</p>																							

<p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する者(以下「住民」という。)、市内の事業所若(も)しくは事務所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他まちづくりに関する活動を行う者若(も)しくは団体をいう。</p> <p>(2) 市長等 執行機関及び地方公営企業の管理者をいう。</p> <p>(3) コミュニティ 自治会等の地縁による団体、市民が共生する地域社会の実現に資すると認められる特定非営利活動法人その他これらに類する団体をいう。</p>	<p>○条例で用いる重要な用語を定義。 まちづくりには、市内に居住する住民だけでなく、様々な形で北九州市にかかわる人々の力を結集していくことが必要であり、「市民」を広く定義。</p> <p>○住民に加え、市内の事業所等に勤務する者や市内の学校に在学する者、市内で事業活動や、まちづくり活動を行う者、防犯・防災の観点から、市内に不動産を所有する個人や法人も市民に含めている。</p> <p>○市長をはじめとして地方自治法上に規定される執行機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会)、地方公営企業の管理者(本市では上下水道、交通、病院)をその範囲と規定。</p> <p>○地域のまちづくりに関する重要な役割を果たす様々な団体をコミュニティとして定義。具体的には、自治会等の地縁団体や、特定非営利活動法人(NPO法人)、自治会、社会福祉協議会等で構成する「まちづくり協議会」を挙げている。また、同様の目的で活動するサークルなども「その他これらに類する団体」としてとらえ、コミュニティを広く定義。</p>		
<p>(基本理念) 第4条 本市の自治は、地方自治の本旨に基づき、自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していくということを基本理念とする。</p> <p>2 前項の基本理念に基づくまちづくりの推進は、人が大切にされるまち(すべての市民が年齢、性別、障害の有無、国籍、社会的身分又は門地等にかかわらず人として尊重されるまちをいう。以下同じ。)を実現することを旨(むね)として行われなければならない。</p>	<p>○自治の基本理念を定めるもの。地方自治の本旨とされている「住民自治」及び「団体自治」に基づき、本市においては、自主的、自立的に自治を行っていくということを表現。</p> <p>○この基本理念に基づくまちづくりに当たっては、すべての市民が人として尊重される「人が大切にされるまち」を実現することを旨(むね)として行わなければならないことを明記。</p>		
<p>(自治の基本原則) 第5条 本市における自治は、市民自治を基本として行われるものとする。</p> <p>2 市政は、住民の信託に基づき行われるものとする。</p> <p>3 市民及び市は、市政に関する情報を共有するものとする。</p> <p>4 市民及び市は、自治を担(にな)う人材の育成に努めるものとする。</p> <p>5 市は、市政運営において国及び福岡県と対等な関係に立ち、地方公共団体としての自主性及び自立性を確保するものとする。</p>	<p>○自治の基本原則を定めるもの。 第一に、本市の自治は、市民自治(市民が主体となった自治)を基本として行われることを大原則として規定。</p> <p>○第二に、市政は住民からの信託に基づき行われるということを原則として規定。</p> <p>○第三に、自治の主体である市民と市政を運営する市は、市政に関する情報を共有することを原則として規定。</p> <p>○第四に、市民自治の確立を図るためには、自治を担(にな)う人材の育成に努めることを原則として規定。</p> <p>○第五に、地方分権改革を踏まえ、市は、国及び福岡県と対等な関係に立って、自主性及び自立性を確保することを原則として規定。</p>		
<p>第2章 市民 (市民の権利) 第6条 市民は、人として等しく尊重され、幸福な生活を追求する権利を有する。</p> <p>2 市民は、市が保有する情報を知る権利を有し、これにより得た情報を活用することができるとともに、自らの知識及び経験により得た情報を市に提供することができる。</p>	<p>○自治における市民の権利として、基本理念を踏まえ、人として等しく尊重される権利を定めるとともに、日本国憲法の第13条に定められている包括的基本権である幸福追求権について確認的に規定。</p> <p>○市政に関する情報共有を実現するため、市民が市の保有する情報を知る権利を有し、これを活用することができるだけでなく、市民自らが得た情報を市に提供できることを規定。</p>		

<p>(子どもの自治へのかかわり) 第7条 子どもは、自治の主体として、それぞれの年齢に応じて自治を担(にな)うことができる。 2 子どもは、自治の主体であることを自覚しながら成長できる環境を与えられなければならない。</p>	<p>○子どもに特有の自治へのかかわりを規定。 子どもたちは、年齢に応じて自治の主体としての役割を果たすことができることを規定。</p> <p>○子どもたちが、自治する力を発揮できる人材へと成長するためにふさわしい環境が与えられることを大人の責務として規定。</p>	<p>○「北九州市自治基本条例」中学生向け副読本の作成 本市のまちづくりの基本ルールである「自治基本条例」を子どもたちに知ってもらうため、中学3年生向けの副読本を作成配付し、公民の学習の際に使用している。</p> <p><配付部数></p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>8,500部</td> <td>8,500部</td> </tr> </table>	年度	21	22	23	24	25	実績	-	-	-	8,500部	8,500部	<p>○副読本をただ配るということではなく、教える先生方にも、条例を知ってもらうための研修をする必要があるのではないかと。</p>
年度	21	22	23	24	25										
実績	-	-	-	8,500部	8,500部										
<p>(市民の責務) 第8条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、人が大切にされるまちを実現するため、互いの人権を尊重するものとする。 2 市民は、自治の主体として発言をし、又は行動するに当たっては、その発言及び行動に責任を持つものとする。 3 市民は、法令等の定めるところにより、市政運営に伴う負担を分任する責務を有する。</p>	<p>○市民自らが自治の主体であることを自覚しながら、「人が大切にされるまち」の実現(基本理念 第4条第2項)にのっとり、互いの人権を尊重することを規定。</p> <p>○市民が自治の主体として行う発言と行動は、最大限尊重されるものであるが、同時に公的な発言や行動には責任を伴うものであることを規定。</p> <p>○市民は、市政の運営に係る経費(地方税等)について、法令や条例等の規定に基づき、負担することを規定。</p>														
<p>(事業者の責務) 第9条 事業者(市内で事業活動を行うものをいう。)は、その社会的責任を認識し、市民が共生する地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>○市民である事業者について、特に事業活動に伴って地域社会に与える影響や企業の社会的責任が近年重視されていることを踏まえ、活動に当たって市民が共生する地域社会の維持、発展に寄与するよう努める責務を規定。</p>	<p>○有資格業者の登録における社会的責任・社会貢献の評価の実施 社会貢献企業の優遇措置の一環として、子育て支援・男女共同参画、I S O、障害者雇用及び防災関係の分野で社会に貢献していると認められる企業に対して、建設工事及び物品等供給契約の入札参加資格審査における格付の際に加点評価を実施。</p> <p>○企業等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン、物流、物資提供など災害時における応援等の協定 ・地産品を活用した商品開発・販売など、コンビニチェーン等との地域活性化包括連携協定 ・産業振興分野に関する金融機関との連携協定 ・共同研究や人材育成など国立大学法人や研究機関との連携協定 ・高齢者など支援を必要としている人が社会的に孤立することがないよう地域全体で見守るため、住民や地域団体、民間企業、行政、関係機関で連携(いのちをつなぐネットワーク) <p>○企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進の支援 「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」(H20.12 設立)を中心に、企業等の取組み支援などを行うとともに、企業や地域での様々な活動と連携しながら仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を図っている。</p> <p><ワーク・ライフ・バランス表彰者数(社)></p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>21</td> <td>26</td> <td>31</td> <td>40</td> <td>45</td> </tr> </table> <p>○北九州の企業人による小学校応援団 企業のもつ人材や経営のノウハウなどを活かすため、地元企業を中心とした「北九州の企業人による小学校応援団」と連携しながら、学校支援を行う仕組みづくりを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の学習支援(出前授業、体験学習受け入れ) ・PTAの日の普及などPTA活動活性化の支援 ・企業従業員の親学支援 	年度	21	22	23	24	25	実績	21	26	31	40	45	<p>○企業には、もっと地域で活動してもらいたい。</p>
年度	21	22	23	24	25										
実績	21	26	31	40	45										

<p>第3章 議会 (議会の基本的役割)</p> <p>第10条 議会は、住民の代表機関として、市政上の重要な意思を決定する機関及び執行機関を監視する機関としての役割を果たすとともに、政策の立案に積極的に努めるものとする。</p>	<p>○議会の基本的役割を確認的に規定。</p> <p>○議会が、住民を代表し、市政上の重要な意思決定をする機関として、また市長と適切な緊張関係を保ちながら執行機関を監視する機関としての役割を果たすとともに、条例案の作成等の政策立案に努めることを基本的役割として規定。</p>	<p>○定例会等の開催、請願・陳情の処理、意見書の発出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会等の開催 法令に基づき、条例で定める回数(年4回)定例会が招集され、また、必要な場合、その事件に限り、臨時会を招集。 ・請願・陳情の処理 市民が市政に関する要望を議会に訴え、実現を願う方法として、請願・陳情を受け付け。 ・意見書の発出 法令に基づき、市の公益に関する事件につき、国又は関係行政庁に意見書を提出。 													
<p>(議会運営)</p> <p>第11条 議会は、市政に関する市民の意思を的確に把握し、議会運営に適切に反映するものとする。</p> <p>2 議会は、議会活動に関し市民に説明する責務を果たすため、開かれた議会運営を行うよう努める。</p>	<p>○議会運営の基本的なあり方を規定。議会運営に当たり、市政に関する市民の意思を的確に把握し、議会運営に適切に反映する責務を規定。</p> <p>○情報共有の原則に基づき、議会の活動内容について市民に説明する責務を果たすため、開かれた議会運営を行うよう努めることを規定。</p>	<p>○北九州市議会基本条例の制定</p> <p>市民との協働による開かれた議会を実現するため、議会や議員の役割及び活動原則、議会と執行機関との関係及び議会と市民との関係等を明らかにする議会基本条例を制定(H23.10.1施行)。</p>													
<p>(議員の責務)</p> <p>第12条 議員は、住民の信託にこたえるために、市政に関する市民の意思を的確に把握し、市政全般に配慮しながら、公正かつ誠実に職務を遂行する責務を有する。</p> <p>2 議員は、調査研究その他の活動を通じ、議会における審議及び政策の立案活動の充実に努める。</p> <p>3 議員は、開かれた議会運営の実現に努める。</p>	<p>○住民の信託にこたえるために、市政に関する市民の意思を的確に把握し、市政全般に配慮しながら、議員としての職務を公正かつ誠実に果たすことを議員の責務として規定。</p> <p>○議員は、自ら積極的に調査研究活動や市政に関する市民意思の把握に関する活動を行うことにより、議会における審議や政策立案活動の充実に努めることを規定。</p> <p>○議員それぞれが開かれた議会運営の実現に努めることを規定。</p>	<p>○議員提案による条例の制定</p> <p>立法機能を有する議会として、政策条例の議員提案を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市商店街の活性化に関する条例の制定(H25.11.1施行) <p>○議会改革協議会の開催</p> <p>前任期のH24.10～11に4回開催し、下記事項を決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬8%削減(H25.2.10～H27.3.31) ・政務調査費月額3万円削減 ・会議出席のための費用弁償廃止、海外視察参加者数の半減 <p>平成25年3月、議員定数、議員報酬、政務活動費、選挙公報について協議を行う議会改革協議会を設置し、月1回のペースで開催中。</p> <p>○議会報告会の開催</p> <p>市民への説明責任を果たすと同時に、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会を開催している。</p> <p><参加者数></p> <table border="1" data-bbox="1537 1249 2258 1325"> <tr> <td>年度</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>200人</td> <td>360人</td> <td>240人</td> </tr> </table> <p>○市議会だよりによる広報</p> <p>市議会だよりは、本会議等での審議内容や市議会活動に関する情報を市民に提供するため、市議会だよりを年4回、各定例会後に発行。</p> <p>○市議会中継</p> <p>市民に議会活動への関心を深めていただくため、定例会の一部をケーブルテレビ及びインターネットで生中継。 市議会中継を録画したDVDやビデオの視聴・貸出も実施。</p>	年度	21	22	23	24	25	実績	-	-	200人	360人	240人	
年度	21	22	23	24	25										
実績	-	-	200人	360人	240人										
<p>第4章 市長等 (市長等の役割及び責務)</p> <p>第13条 市長は、住民の信託にこたえるために、市を統轄し、これを代表する者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に市政を運営する。</p> <p>2 市長は、市民自治を実現するために、市政に関する市民の意思を的確に把握し、市政運営に適切に反映させるよう努める。</p> <p>3 市長等は、その権限及び責任を自覚して、公正かつ誠実に職務を執行する。</p>	<p>○市長は、地方自治法に定められた権限である市を統轄し、これを代表する者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に市政を運営することを規定。</p> <p>○市長は、市政の運営に当たって、市政に関する市民の意思を的確に把握して、これを市政運営に適切に反映させる責務を有することを規定。</p>														

<p>(職員の役割及び責務)</p> <p>第14条 職員は、市民の視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行する。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に当たって、市民及びコミュニティが相互に連携する機会を積極的に提供するよう努めるものとする。</p> <p>3 職員は、絶えず自らを研さんすることにより、その職務に関する能力の向上に努める。</p>	<p>○職員は、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行することを規定。</p> <p>○市民やコミュニティ間の相互の連携を図る自治のコーディネーターとしての役割を重視し、こうした機会の提供に積極的に努めることを、すべての職員の心構えとして規定。</p> <p>○職員は、絶えず自己研さんを図り、その職務に関する能力の向上に努める責務を規定。</p>	<p>○北九州市人 材育成基本方針の運用</p> <p>目指すべき職員像や職位ごとに求められる能力を設定し、職員一人ひとりに自らの役割を理解させるとともに、研修所での研修や人事制度（異動、評価、昇任等）、職場での育成（OJT）の意義を明確にし、研修部門、人事部門、そして各職場が一体となって職員の育成に取り組んでいる。</p> <p>○職員研修の実施</p> <p>人材育成基本方針が定める目指すべき職員像に向かって職員の能力開発等を行うため、実効性のある研修を計画的・体系的に実施。</p> <p>【階層別研修】 職員の採用からの年次や各職位への昇任に応じ、求められる知識・技能の習得や能力開発を行う。</p> <p>【特別研修】 職員の能力・技能の向上、管理監督者の資質の向上等を目指して、テーマごとに専門的な研修を実施。</p> <p>【その他】</p> <p>中央省庁・企業などへの派遣研修や、職場研修支援、自己啓発支援を実施。</p> <p><階層別・特別研修の修了者数></p> <table border="1" data-bbox="1537 745 2255 823"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td> <td>2,481人</td> <td>2,051人</td> <td>2,489人</td> <td>2,755人</td> <td>2,564人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	21	22	23	24	25	実績	2,481人	2,051人	2,489人	2,755人	2,564人	
年度	21	22	23	24	25										
実績	2,481人	2,051人	2,489人	2,755人	2,564人										
<p>第5章 市政運営</p> <p>第1節 市政運営の基本原則</p> <p>(計画的な行政運営)</p> <p>第15条 市長等は、本市の基本構想その他行政分野全般に係る政策及び事業に関する計画(以下この条において「基本構想等」という。)に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行う。</p> <p>2 市長等は、各行政分野における基本的な計画を策定し、及び実施するに当たっては、基本構想等との整合性の確保を図るとともに、計画相互間の体系的な整備に努める。</p> <p>3 市長等は、基本構想等及び各行政分野における基本的な計画を策定し、及び実施するに当たっては、計画の目標及び期間を明示するとともに、計画に係る進行の状況を適切に管理する。</p> <p>4 市長等は、前項の計画を社会経済情勢の変化に対応したものとすよう、常に検討を加えるものとする。</p>	<p>○市長等は、基本構想及び基本計画等を策定し、総合的かつ計画的に行政運営を行うことを規定。</p> <p>○市長等は、行政運営の一貫性を保つため、基本構想等計画との整合性の確保を図るとともに、計画相互間の体系的な整備に努めることを規定。</p> <p>○市長等は、基本構想等を策定する際には、計画の目標や期間を明示するとともに、実施に当たっては、進行状況を適切に管理することを規定。</p> <p>○市長等は、行政運営が硬直したものとならないよう、基本構想等が、社会経済情勢の変化に対応したものとすよう常に検討を加えることを規定。</p>	<p>○北九州市基本構想・基本計画『「元気発進！北九州」プラン』の策定</p> <p>「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」をまちづくりの目標に掲げる北九州市基本構想・基本計画『「元気発進！北九州」プラン』を策定（平成20年12月策定）</p> <p>※基本計画は平成25年12月変更</p> <p>○行政分野別計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三次北九州市高齢者支援計画 ・北九州市健康づくり推進プラン ・元気発進！子どもプラン ・北九州市環境基本計画 ・北九州市新成長戦略 ・北九州市都市計画マスタープラン ・北九州市水道事業基本計画 ・北九州市子どもの未来をひらく教育プラン など <p>○北九州市行財政改革大綱の策定</p> <p>「元気発進！北九州」プラン及び「北九州市新成長戦略」に掲げる施策を進め、多様な行政需要等に対応していく必要があるため、「北九州市行財政改革調査会」答申の趣旨等を踏まえ、平成26年度以降の新たな行財政改革の大きな方向性として、平成26年2月に「北九州市行財政改革大綱」を策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> I 簡素で活力ある市役所の構築について II 外郭団体改革について III 官民の役割分担と持続的な仕事の見直しについて IV 公共施設のマネジメントについて <p>また、大綱の具体的な取組については「北九州市行財政改革推進計画」を毎年度策定。</p>													

<p>(法務)</p> <p>第16条 市は、条例、規則その他の規程の制定改廃、法令の主体的な解釈及び運用並びに法令の制定改廃に関する提言を積極的に行うとともに、訴訟に的確に対応する。</p> <p>2 市は、条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針を定めるものとする。</p>	<p>○市は、法的側面から行政運営を支えるため、条例、規則その他の規程の制定改廃、法令の主体的な解釈や運用、法令の制定改廃に関する提言を積極的に行うことを規定。さらに、法務において、訴訟という法的手段を的確に用いることも規定。</p> <p>○市は、条例において規定する事項と、市長の権限によって定める規則において規定する事項についての基本的な方針を定めるものと規定。</p>	<p>○条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針の策定 条例及び規則の制定改廃を行うに当たり、基準となる例規の内容の体系的な整備を図ることを目的として策定。 内容としては、条例として整理すべき事項及び規則として整理すべき事項に大別した上で、①条例又は規則として制定義務のあるもの、②原則として条例又は規則で制定するものをまとめており、条例等の改正の可否を判断する際の基準を提供。</p> <p>○市の施策を実現するための条例の制定改廃 市の施策を実現するため、条例の制定改廃を行った。 <条例の制定改廃件数></p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>37(3)</td> <td>40(3)</td> <td>46(2)</td> <td>74(22)</td> <td>66(8)</td> </tr> </table> <p>※実績の括弧内は、新規制定件数で内数</p> <p>※主な新規制定条例 北九州市暴力団排除条例(H22. 4. 1 施行) 北九州市自治基本条例(H22. 10. 1 施行) 北九州市響灘ジオトープ条例(H24. 10. 6 施行) 北九州市安全・安心条例(H26. 7. 1 施行) など</p> <p><権限移譲に伴う条例の制定改正件数> ※上表の内数</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>24</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>※「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴うもの。</p> <p>○訴訟等への対応 市の行政運営を法的側面から支えるため、市に提起された訴訟に対処するとともに、必要に応じて提訴を行っている。 <応訴件数/提訴件数></p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>6/4</td> <td>12/1</td> <td>6/1</td> <td>17/1</td> <td>6/1</td> </tr> </table>	年度	21	22	23	24	25	実績	37(3)	40(3)	46(2)	74(22)	66(8)	年度	21	22	23	24	25	実績	-	-	4	24	5	年度	21	22	23	24	25	実績	6/4	12/1	6/1	17/1	6/1	<p>○指定都市にしては、訴訟の件数が少ない感がある。もっと提訴という手段を活用してもいいのではないかと。</p>
年度	21	22	23	24	25																																		
実績	37(3)	40(3)	46(2)	74(22)	66(8)																																		
年度	21	22	23	24	25																																		
実績	-	-	4	24	5																																		
年度	21	22	23	24	25																																		
実績	6/4	12/1	6/1	17/1	6/1																																		

<p>(財政運営) 第17条 市は、中長期的な展望に立って、財政の健全性の確保に努める。 2 市長は、予算、決算その他財政に関する事項について、市民に分かりやすく公表するものとする。</p>	<p>○市は、中長期的な展望に立って、財政の健全性の確保に努めること、また、市長は、財政運営の透明性を確保するため、予算、決算などの財政状況について、市民に分かりやすく公表することを規定。</p>	<p>○北九州市行政改革大綱の策定<再掲・第15条に同じ> ○「わかりやすい北九州市の財政」の発行 市民に財政状況をできるだけ分かりやすく説明し、財政運営を理解していただくとともに、本市の財政問題についてともに考えていただくことを目的として冊子を作成。 冊子では、絵やグラフを多く活用するとともに、文章は可能な限り簡潔かつ平易な表現を心掛けており、「わかりやすさ」という視点を特に重視。 なお、冊子は、区役所・出張所や市民センター、図書館等での配布のほか、市ホームページでの公表も行っており、市の財政をより身近なものとして捉えていただけるように努めている。 ○市政だより等を活用した予算・決算情報の提供 毎年、市政だよりに、予算に関する特集を組み、予算の概要、特色、その年度に重点的に取り組む主要事業を掲載。これに加え、平成25年度からは、決算に関する特集も新たに掲載を始め、市民が市の財政に関する情報に触れる機会の充実を図っている。 なお、市政だよりへの掲載にあたっては、グラフや写真を可能な限り用いるとともに、わかりにくい言葉には用語解説を加えるなど、わかりやすい紙面構成に努めている。 ○予算編成過程の公開 市民の予算編成への参画、また、市民参画を通して、予算を市民により身近なものとして捉えていただくことなどを目的として、予算編成過程の公開を平成20年度予算編成から実施。 いただいた意見については、それに対する本市の考え方を取りまとめるとともに、予算要求状況に対する査定結果も併せて公表。 <提出意見数></p> <table border="1" data-bbox="1537 1140 2258 1215"> <tr> <td>年度</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>103</td> <td>78</td> <td>156</td> <td>157</td> <td>167</td> </tr> </table>	年度	21	22	23	24	25	実績	103	78	156	157	167	
年度	21	22	23	24	25										
実績	103	78	156	157	167										
<p>(行政評価) 第18条 市長は、施策及び事業の成果及び達成度について評価を行い、その結果を市民に分かりやすく公表するものとする。 2 市長は、前項の評価の結果を施策及び事業に適切に反映させるものとする。</p>	<p>○市長は、実施した施策や事業がどの程度の成果を生み、目標をどの程度達成したのかを検証し、評価するとともに、結果を市民に分かりやすく公表することを規定。 ○評価によって得た結果を、施策や事業の見直しと新規立案に適切に反映させることを規定。</p>	<p>○北九州市行政評価システムの運用 市の基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プランを着実に推進するため、平成22年度（平成21年度実績）から行政評価を導入。 行政評価は、事業等を成果の視点などから検証、その結果に基づき事業内容等を見直し、次年度の計画に反映させる「行政活動のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）」によって進めている。 現在、「元気発進！北九州」プランを推進する約200の主要施策と約700の事業を対象に評価を実施。 施策や事業の成果を分かりやすく説明し、行政の透明性を確保するため、「行政評価の取組結果」を市議会に配付するとともに、市ホームページでも公表。</p>													
<p>(付属機関の委員等の選任) 第19条 市長等は、付属機関の委員その他これに類する構成員（以下この条において「委員等」という。）を選任するに当たっては、公募により選任された委員等が含まれるよう努めるとともに、委員等の年齢及び性別の構成について適正を確保するよう配慮する。 2 市長等は、委員等の選任の手続を整備するとともに、選任における選考の経過を記録するものとする。</p>	<p>○審議会といった付属機関の委員等の選任に当たっては、公募の実施に努めるとともに、幅広く意見を求めるため、委員等の年齢及び性別の構成が適切なものとなるよう配慮することを規定。 ○委員等の選考過程の透明性を確保するため、選任の手続を整備し、選考の経過を記録することを規定。</p>	<p>○付属機関及び市政運営上の会合の運営及び委員等の選任等に関する要綱の運用 ○付属機関及び市政運営上の会合への女性委員参画促進要綱の運用</p>	<p>○年齢や兼職の数、女性委員比率などの要件は、広く市民や地域の声を聞いてもらえることのできるいい制度。</p>												

<p>(苦情等へ対応するための仕組み) 第20条 市は、市民の権利利益を保護するため、市民が市から受けた不利益な取扱いについての苦情、不服等の適切かつ簡易迅速な処理又は解消を図るための仕組みの整備その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>○市政運営上の行為により不利益を受けた市民の救済手段として、苦情や不服等を適切かつ簡易迅速に処理、解消するための仕組みの整備や必要な施策を講ずることを規定。</p>	<p>○市民のこえ、市政提案箱、市長への手紙 ○保健福祉オンブズパーソン事業 保健福祉サービスの利用者等の苦情を事務局で受け付け、苦情申立てがあったものについては、保健福祉オンブズパーソンが苦情申立人と直接面接し、その結果によっては、必要な調査や報告を求めその是非を判断し意見書を作成する。また、是正の必要があれば勧告することにより、苦情の解決を図る。</p> <p><苦情申立件数></p> <table border="1" data-bbox="1537 394 2261 470"> <tr> <td>年度</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </table>	年度	21	22	23	24	25	実績	5	3	3	4	5	
年度	21	22	23	24	25										
実績	5	3	3	4	5										
<p>(情報共有の仕組み) 第21条 市は、市が保有する文書、図画及び電磁的記録に係る情報の適正かつ効率的な管理及び運用について、総合的かつ体系的な規程の整備を図るものとする。 2 市は、市民の知る権利を尊重し、市政に関し市民に説明する責務を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報の公開を推進する。 3 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱う。</p>	<p>○市は、既存の様々な規程を含め、総合的な観点から、情報の管理及び運用に関する規程の体系的な整備を図ることを規定。</p> <p>○市は、市が保有する情報を市民が知る権利を尊重し、市政に関し市民に説明する責務（説明責任）を果たすため、北九州市情報公開条例に基づき、市が保有する情報の公開を推進することを規定。</p> <p>○市は、個人の権利利益を保護するため、北九州市個人情報保護条例に基づき、市が保有する個人情報を適正に取り扱うことを規定。</p>	<p>○北九州市情報公開条例の運用 ○北九州市個人情報保護条例の運用 ○北九州市の保有する情報の提供及び公表に関する事務取扱要綱 ○市政だより ○市政テレビ・ラジオ ○市ホームページ ○ソーシャルメディアを利用した情報発信 ○パブリシティ活動</p>	<p>○多様な手段で情報を発信してもらえることは大変ありがたい。 ○市から提供されている情報が多すぎて必要な情報にたどり着けない市民（高齢者など）もいる。情報の整理、「選択と集中」が必要。 ○市から発信される情報をただ待つのではなく、必要な情報であれば、市民自らが取りに行く（キャッチアップする）姿勢が必要。 ○絶対に知らせたい情報など、程度によってうまく強弱を付けて発信することが必要。 ○行政が市民に伝えたい情報と市民が知りたい情報にギャップがある。 ○情報発信拠点としての市民センターの有効活用を検討すべき。 ○自治区会に加入すれば市政だよりが配付されることをもっと知ってもらう必要がある。 ○市民やNPOが情報発信をする際、市からアドバイスをもらうなど一緒にできれば、参画意識も高まる。 ○市政テレビは、より多くの市民に見てもらおうよう工夫が必要。 ○大学では市政だよりを多くの人が集まり、手に取りやすい場所に置くなどの工夫も必要。 ○コミュニティに入っていれば、情報をより広めることができる。一緒に議論もできるので、関心も高まっていく。</p>												
<p>第2節 市政への市民参画 (市民参画の制度の整備) 第22条 市は、市政に市民の意見を適切に反映させるため、市民参画の制度の体系的な整備を図るものとする。</p>	<p>○市政運営においては、常に市民の意見や声に耳を傾け、市民の意思から離反しないことが必要。</p> <p>○事業の内容や趣旨に応じて適切な手法を選択する必要があるため、新たな仕組みの創設も含め、市民参画の制度の体系的に整備することを規定。</p>	<p>○市民のこえ ○市政提案箱 ○市長への手紙 ○タウンミーティング ○市長と気軽にランチタイム ○区長懇話会 ○出前講演 ○出前トーク ○市民意識調査 ○市政モニター</p>	<p>○市は色々な手段を用いて、市民の意見を聞いているが、市民の意見が市の中でどのように検討され、その結果、どうなったのかということを市民に実感してもらうことが大事。 ○地域やNPOの会合に市長や市職員にもっと参加して欲しい。日々の触れ合いの中で、お互いの立場を乗り越え、理解が深まる。市民の意識も高まると思う。 ○市民センターを通じて意見提出ができるシステムがあればいい。 ○日常的には、コミュニティ支援課に相談し、回答や助言をもらうなど、よく対応してもらっている。 ○（コミュニティ支援の拠点というだけでなく、）市民参画を支援する拠点としての市民センターの活用を検討してはどうか。 ○NPOは、色々な意見を持っているので、市民参画の中でNPOをもっと生かす必要がある。</p>												
<p>(パブリックコメント手続) 第23条 市長等は、市政上の基本的かつ重要な事項を定める計画又は条例を策定する過程において市民の意見を反映させるため、当該計画又は条例の案について市民の意見を公募する手続を実施する。</p>	<p>○市政上の基本的かつ重要な事項を定める計画や条例を策定する際に、その案の段階で市民意見を公募し、それを参考にしながら最終決定を行うパブリックコメント手続について規定。</p>	<p>○北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱の運用（パブリックコメント）</p>													

<p>(市民の意見及び提案) 第24条 市は、前条に規定する手続のほか、市民が市政について広く意見を提出し、及び提案するための多様な機会を確保するものとする。 2 市は、前項の機会に収集した市民の意見及び提案に係る情報を内部で適切に共有し、その活用に努めるものとする。</p>	<p>○市政全般について広く市民に意見や提案を求めるため、「市長への手紙」や「市民のこえ」など様々な広聴制度も含め、市民が日常的に市政に意見や提案できる多様な機会を確保することを規定。</p> <p>○市は、市民の意見や提案を、関係部署で共有化し、市政運営に活用することを規定。</p>	<p><第22条・第23条に同じ></p>	<p>○市民意識調査の設問数が多く、内容（文章）も難しい。全部答えようという気持ちにならない。</p> <p>○市民意識調査で「市政に意見や質問を伝える方法が分からない」の回答割合が高いのは、大都市では同じような傾向にある。</p> <p>○市民意識調査で「市の取り組みに関心がない」と回答した割合が増えていることへの対応を検討する必要がある。</p>
<p>(住民投票) 第25条 市は、市政に関し、特に重要な事項について、住民（法人を除く。）の意思を直接確認するため、事案ごとに別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。 2 市長は、住民投票を実施するに当たっては、投票の結果の取扱いについて、あらかじめ見解を述べるものとする。</p>	<p>○我が国の地方自治制度は、議会と首長を二元代表とする間接民主制であり、これを補完するものとして、市政全体にかかわる特に重要な事項について投票により住民の意思を直接確認する住民投票について規定。常設型ではなく、住民投票が必要と考えられる事案が発生した場合に、別の条例で定めると規定。</p> <p>○投票結果の取扱いについて、住民の判断の材料に供するため、市長は予め見解を述べると規定。</p>	<p><実績なし></p>	
<p>第6章 コミュニティ (コミュニティの活動のあり方) 第26条 市民は、様々なコミュニティの活動に自由に参加することができる。 2 市民は、コミュニティの活動への参加を通じて、市民が共生する地域社会の維持及び形成に努めるものとする。 3 コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について市民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。 4 コミュニティは、他のコミュニティの自主性を尊重しながら、コミュニティ相互間の連携の推進に努めるものとする。</p>	<p>○市民は自らの意思に基づいて自由にコミュニティの活動に参加できることを確信的に規定。</p> <p>○市民は、コミュニティ活動への参加を通じて、良好な地域社会の維持形成に努めることを規定。地域が協力し、地域とのつながりを深めるで、防災や生活安全、ごみの問題など、地域の様々な課題を解決するなどの役割を果たすことを期待。</p> <p>○多くの市民がコミュニティ活動に自発的かつ積極的にかかわるようになるためには、コミュニティの活動の実態が市民に分かりやすく、運営の透明性が確保されている必要がある。そこで、コミュニティが、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、コミュニティが果たしている役割やその活動について市民の理解と共感を得るよう努めることを規定。</p> <p>○地域を取り巻く課題が複雑化、多様化する中で、この解決を図るためには、様々なコミュニティが連携することが重要であり、コミュニティ同士が、連携に努めることを規定。</p>	<p>○区コミュニティ支援課の設置 ○自治会・町内会活性化事業 ○地域総括補助金 ○コミュニティ活動促進事業 ○地域カルテづくり事業 ○まちづくりステップアップ事業 ○市民センターの整備、管理運営 ○協働のあり方に関する基本指針の策定 ○NPO・ボランティア活動促進事業 ○「NPOとの協働によるまちづくり」人材育成事業 ○NPO公益活動支援事業</p>	<p>○地域活動や団体、市の取り組みなどまちづくり全般に関する分かりやすい情報提供が必要。</p> <p>○地域活動や、地域の団体に参加する顔ぶれが固定化、高齢化している。若い世代の参加、新陳代謝を促す取り組みが必要。</p> <p>○地域社会が変化する中で、多様な市民や団体が新たなコミュニティづくりを進めていくためには、行政のコーディネート、支援が必要。行政の支援は、地域の自主性・自立性を促すものである必要がある。</p> <p>○コミュニティに自由に参加することは大切だが、少子化高齢化、人口減少社会の中で安全・安心に暮らすためには、自治会・町内会の活動を活性化させることが必要。自治会・町内会の活動に対する理解を得る取り組みが必要。</p> <p>○NPOと行政の協働は、依然として、行政の立場が強い。対等の関係で協働ができていない。NPOの活動を活性化させる必要がある。</p> <p>○市民センターが地域活動の拠点として、もっと有効に活用されるような工夫が必要（利用案内の周知、館長の選任方法、まちづくり協議会との関係、使用料など）。</p> <p>○市民センター以外に地域住民が集える場があればいい。</p> <p>○積極的にコミュニティに関わるできない市民に対する配慮が必要。</p>
<p>(コミュニティへの支援等) 第27条 市は、コミュニティの自律性及び自立性に配慮しながら、コミュニティの活動がその活動する地域の特性に応じて効果的に行われるよう、コミュニティに対し積極的に支援するものとする。 2 前項に規定する支援は、区役所の組織及び機能を最大限に活用することにより行うものとする。 3 区長は、コミュニティが相互に連携しながらその活動が円滑に行えるよう、コミュニティに対し必要な支援に努めるものとする。</p>	<p>○市は、コミュニティの自律性と自立性に配慮しながら、コミュニティ活動がそれぞれの地域特性に応じて効果的に行われるよう積極的に支援することを規定。</p> <p>○コミュニティにとってより身近な存在である区役所の役割を重視し、コミュニティへの支援に当たって、区役所の組織や機能を最大限に活用することを規定。</p> <p>○区長の果たすべき役割を重視し、コミュニティが相互に連携しながら、活動が円滑に行われるよう、区長が、コミュニティに対し必要な支援に努めることを規定。</p>		

<p>第7章 国、他の地方公共団体等との関係</p> <p>第28条 市は、国及び福岡県と対等な立場で共通の目的である市民福祉の増進に向かって相互に協力するとともに、国及び福岡県に対して政策又は制度に関する意見の提出及び提案を積極的に行うものとする。</p> <p>2 市は、他の地方公共団体と共通する課題について、当該地方公共団体と相互に連携及び協力をし、その解決に努めるものとする。</p> <p>3 市は、本市の国際社会における役割を果たすため、アジア地域その他の地域の外国の政府、外国の地方公共団体等との交流、連携及び協力を努めるものとする。</p>	<p>○市は、国及び福岡県と対等な立場で相互に協力するとともに、積極的に政策や制度に関する意見の提出等を行うことを規定。</p> <p>○行政課題の広域化や複雑化に伴い、共通する課題を持つ他の地方公共団体と連携、協力して課題の解決に努めることを規定。</p> <p>○グローバル化時代において、国際的な視点から本市の役割を果たすため、海外の政府や地方公共団体等との交流等に努めることを規定。</p>	<p>○国・県への提案活動 市の重点施策を推進していく上で、国及び県の支援・措置を必要とする事項について、国及び県に対し毎年提案活動を実施。</p> <p>○市長会の活動 全国市長会や指定都市市長会として、政府等に対して要望活動や意見の発出などを行っている。</p> <p>○国内外の都市との交流、連携及び協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福北連携、関門連携、南九州市や釜石市との連携 ・米国タコマ市、ノーフォーク市（姉妹都市）、中国・大連市、韓国・仁川広域市（姉妹・友好都市）、ベトナム・ハイフォン市（友好・協力協定） ・アジア低炭素センターを中心に、市内企業が有する優れた環境技術の海外展開の支援 ・アジアを中心とした国や地域（カンボジア、ベトナム・ハイフォン市、中国・大連市、インドネシアなど）への上下水道分野の国際技術協力や海外水ビジネス 	
<p>第8章 条例の見直し</p> <p>第29条 市は、市政がこの条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、この条例について必要な見直しを検討するための機関を設置する。</p> <p>2 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、前項の検討の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>○条例の実効性を確保するため、条例に基づく市政の運営状況を調査し、評価するとともに、この条例について必要な見直しを検討する機関を置くことを規定。</p> <p>○社会情勢や市政運営、市民意識の変化に対応して、その内容を適宜見直していくため、施行の日から5年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、必要な措置を講ずることを規定。</p>	<p>○「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」で調査審議中</p>	